



ちゃんめろ (ふきのとう) 見つけた!

👉 主な内容

広報

- 平成29年度当初予算をお知らせします…………… 2
- 平成29年度ふるさと応援寄付活用事業…………… 3
- 移住おためし住宅をオープンしました…………… 6
- 特産推進室の「聞いてみた!」…………… 8

館報

- 小谷の誇る茅葺き文化を子どもたちに伝えたい… 14
～小谷小学校で「かやぶき教室」開催～
- 全国障がい者スノーボード選手権&サポーターズカップ… 15
- 梅池ジュニアノルディックスキー選手権大会… 15

平成29年度当初予算をお知らせします



平成29年度当初予算の概要

一般会計当初予算は65億円となり、昨年度当初予算に比べ16億2,000万円、率にして33.2%の増となっています。この要因は、昨年より取り組みを拡充したふるさと応援寄付金事業の寄付に対する返礼品の購入費・基金への積立費が大幅に増加した事、平成27年度に策定した小谷村総合戦略において「小谷村の将来人口の抑制対策・産業等活性化対策・特色ある教育振興対策」として掲げた重点施策に手厚く予算配分を行った結果であります。これら重点施策は、国の地方創生補助金事業として財源を確保するとともに、全国の皆さまからお寄せいただいた、ふるさと応援寄付金を財源として活用させていただいております。

歳入

村税は住民税で個人消費

等の地域情勢から微増を見込み、普通交付税では平成28年度算定より採用された交付額の激減緩和措置を加味し前年比9,911万6千円の増を見込みました。国・県補助金は地震災害の災害復旧事業が終了となった事から前年比5億8,324万3千円の減となっております。また寄付金につきましては、平成28年度のふるさと応援寄付金の収入実績を加味して前年比21億6,044万円の増となっております。

歳出

歳出を性質別に見てみると、物件費はふるさと応援寄付金事業における寄付者への返礼品購入等に要する経費などから前年比10億5,420万2千円、補助費は広域ごみ処理施設建設負担金などから1億2,908万5千円、積立金はふるさと応援寄付基金の積立金などから前年比11億431万3千円を増額し予算計上しております。また、普通建設事業については国庫補助金を活用し実施した道路橋梁改良事業の計画年度が平成28年度で一旦終了した事から前年比2億2,117万6千円、災害復旧事業については

神城断層地震発生から3年が経過し災害発生個所の復旧がほぼ完了した事から、前年比5億7,753万1千円を減額し予算計上しております。また、普通建設事業については国庫補助金を活用し実施した道路橋梁改良事業の計画年度が平成28年度で一旦終了した事から前年比2億2,117万6千円、災害復旧事業については神城断層地震発生から3年が経過し災害発生個所の復旧がほぼ完了した事から、前年比5億7,753万1千円を減額し予算計上しております。また、普通建設事業については国庫補助金を活用し実施した道路橋梁改良事業の計画年度が平成28年度で一旦終了した事から前年比2億2,117万6千円、災害復旧事業については神城断層地震発生から3年が経過し災害発生個所の復旧がほぼ完了した事から、前年比5億7,753万1千円を減額し予算計上しております。

一般会計 65億円

歳入 (構成比)

村税	5億3,298万円 (8.2%)
地方譲与税等	4,400万円 (0.7%)
地方交付税	18億1,014万円 (27.8%)
国庫支出金	2億930万円 (3.2%)
県支出金	2億668万円 (3.2%)
寄附金	23億107万円 (35.4%)
繰入金	5億832万円 (7.8%)
村債	6億490万円 (9.3%)
その他	2億8,261万円 (4.4%)

歳出 (構成比)

総務費	27億2,277万円 (41.9%)
公債費	7億3,750万円 (11.3%)
土木費	5億6,742万円 (8.7%)
農林水産業費	4億5,485万円 (7.0%)
衛生費	5億433万円 (7.8%)
民生費	4億4,629万円 (6.9%)
商工費	4億259万円 (6.2%)
教育費	4億345万円 (6.2%)
その他	2億6,080万円 (4.0%)

平成29年度 ふるさと応援寄付活用事業 活用額 2億3,030万円

寄付金項目	事業項目	事業名	基金活用額
豊かな村づくりに 関する事業	産業振興対策	自然エネルギー利用協議会運営費	5,000
		授産施設活動用トラック購入	5,800
		農業受託組合トラクターロータリー購入	2,000
		小規模事業者指導事業・起業支援事業補助金	9,300
	生活基盤改善 (住民要望事業)	生ごみ堆肥化施設整備補助金	1,000
		住民ふれあい広場設置工事	4,100
		防火水槽修理工事	2,200
		避難所非常食・毛布等購入	2,700
小計			32,100

寄付金項目	事業項目	事業名	基金活用額
豊かな暮らし づくりに関する 事業	健康増進対策	健康増進施設送迎バス運行費	1,000
		健康増進施設改良費	3,200
		社会体育施設改修費	600
	子育て支援対策	高齢者・児童ワクチン接種経費	1,600
		乳児健診事業経費	7,000
		不妊治療補助及び妊婦健診経費	900
		保育園 園庭遊具・室内遊具購入	1,300
		子育て支援対策費	6,900
		子育て支援センター運営費	1,600
	特色ある教育 振興	白馬高校支援事業	23,800
		小学校校舎施設改修費	5,000
		小中学校教育用パソコン・タブレット整備	23,700
		中学生海外交流研修事業(台湾・ニュージーランド)	6,700
		給食食材補助金	900
		放課後児童クラブ運営費	1,300
小計			85,500

寄付金項目	事業項目	事業名	基金活用額
その他村長が 推進する事業	山岳観光振興 対策	柵池ビジターセンター施設整備費	45,300
		柵池自然園木道等改良費	59,000
		登山道改良調査費	3,200
		柵池天狗原歩道改良費	1,100
		風吹荘施設改修費	3,100
		千国の庄史料館改修費	1,000
小計			112,700

平成29年度 かんきょうサポーターの募集について

北アルプス広域連合では、平成29年2月に「かんきょうサポーター」を委嘱し、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、新しい一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいます。新たに「かんきょうサポーター」になっていただける方を募集しますので、ぜひご応募ください。

■募集対象

大町市・白馬村・小谷村に住所がある方または勤めている方

■応募期間

平成29年5月31日まで

■応募方法

はがき、封書、電子メールのいずれかに、「応募の理由(400字程度)」「住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号」を記載し、応募してください。

■活動内容

施設の周辺整備や活用方法への提案など

■活動期間

平成29年6月頃から平成30年8月末頃まで

■応募先

北アルプス広域連合 総務課施設整備推進係(電話26・3545)
〒398・0002 大町市大町1058・33 大北福祉会館内
電子メール
gomisyori@kita-alps.omachi.nagano.jp

人事異動

4月1日付役場職員等の人事異動は次のとおりです。()内は旧任

異動者

◎総務課

・課長補佐兼 税務係長 竹田 一雄

(建設水道課長補佐兼 水道係長)

・企画財政係 丸山 和樹

(建設水道課 建設係)

・庶務係 相澤 敬

(総務課 企画財政係)

・税務係 細井 宏紀

(特産推進室 特産推進係)

◎住民福祉課

・福祉係 矢口 華

(教育委員会 総務学校係)

◎観光振興課

・課長補佐兼 農林係長 山田 久志

(総務課長補佐兼 税務係長)

・農林係 山本 哲也

(建設水道課 水道係)

◎建設水道課

・課長補佐兼 水道係長 山田 邦明

(観光振興課長補佐兼 農林係長)

・建設係 荻澤 岳彦

(教育委員会 社会教育係)

・水道係 宮嶋 喜久

(総務課 庶務係)

◎教育委員会

・総務学校係 松澤 亮一

(総務課 税務係)

・社会教育係 細澤 泰範

(観光振興課 農林係)

◎長野県との人事交流

・県農政部農業政策課 農産物マーケティング室 相澤 恭介

(住民福祉課 福祉係)

・特産推進室 特産推進係 春原 拓也

(県中信教育事務所 総務課)

◎白馬村との人事交流

・しろうま保育園へ派遣 矢口 亜希子

(教育委員会 小谷村保育園)

・小谷村保育園 阿部 由夏

(しろうま保育園から派遣)

・小谷村保育園 宮澤 牧
(しろうま保育園 人事交流派遣終了)

派遣期間終了に伴う異動者

お世話になりました。

・しろうま保育園

太田 智美

(小谷村保育園 人事交流派遣終了)

小谷村の駐在が変わります



小谷駐在
中沢 将彦



北小谷駐在
菊池 翔

・大町警察署 中田 篤雄

(小谷駐在)

・退職 増澤 健

(北小谷駐在)

農山漁村男女共同参画優良活動表彰受賞

伊折地区 藤原 真弓 さん



全国の農山漁村における優れた活動を表彰する「農山漁村男女共同参画優良活動表彰」(主催：農山漁村男女共同参画推進協議会)において、このたび伊折地区の藤原真弓さんが「次世代を担う若手地域リーダー部門」農林水産副大臣賞を受賞、去る3月7日東京都において表彰式が行われました。

全国の農山村において、地域の将来を担うリーダーとして積極的な取組を行っている方が候補となる中で、藤原さんが中心となって運営している体験交流施設「ゆきわり草」や、伊折農業生産組合の活動、その他女性農業者として様々な研修会やイベントの企画運営などが高く評価され、今回の受賞となりました。

3月17日に藤原さんが役場を訪れ、松本村長に受賞を報告、村長からのお祝いの言葉に対し、藤原さんは「とても光栄なこと、賞の名前のとおり次世代地域リーダーとして、地域の人が受け継いできた田舎の『大事なもの』を守り、次の世代へつなげて行きたい」と応えました。

3月16日に開催された最終協議会にて、これまで検討してきた「小谷村（54集落）で安心して住み続けるための仕組み」の構築に向けた全体計画が承認されました。

おたり54プロジェクトの全体計画

①年目	②年目	③年目	④年目	⑤年目
平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会、幹事会、各種ワーキンググループ（WG）、各種ワークショップ（WS）等の運営				
LM法人の事業計画（経営計画、事業範囲、サービスレベルの検討） 法人設立準備（任意団体設置）			LM法人運営開始	
複合拠点施設の基本構想 設計者の公募・選定			施設運用開始	
基本設計・実施 用地造成・施設建設				
ICT・IoTの活用 業務支援アプリケーション等の検討・実証・導入				
ICT基盤構築 通信帯域の拡充及び4K・8K対応				

小谷村における『地域包括ケアシステム』を構築します

課題：村存続の危機

若者のみならず高齢者の社会減も進行し、
深刻な人口減少が進行

『全ての住民が安心して暮らせる仕組み』の
構築が急務



そこで、「小谷版小さな拠点」を構築（＝「小谷版地域包括ケアシステム」の構築）複合拠点施設を核とし、官民連携の生活支援サービス提供を継続的に行う。

◎地域包括ケアシステムとは？

高齢者が住み慣れた小谷村（集落）で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」等を、切れ目なく、一体的に提供できる体制をつくること

地域包括ケアシステムを構築するには、各分野が相互に理解しあい、支援が必要な住民のために切れ目のない連携を行う必要がある。また、収益性が低い「生活支援事業」の量と質の充実を促進しなければならない。

- 住民（主に高齢者）向け生活支援サービスを提供するためのローカルマネジメント（LM）法人を設立し、福祉分野を中心としたサービスの総合調整（ローカルマネジメント）を行い、官民が連携して持続的に住民に必要な生活支援サービスを提供する仕組みを構築します。
- 高齢者等の福祉・生活支援窓口を複合拠点施設に一元化し、様々な制度の狭間にいる方にも必要な生活支援サービスが受けられる仕組みを構築します。（生活の足の確保、日常の困り事支援、自助・共助・公助による高齢者・子育て支援 など）
- ICT（情報通信技術）等を活用し、各種支援サービス業務の効率化や住民サービスを向上します。

平成28年度の成果として、「おたり54プロジェクト」の全体像が明らかになりました。平成29年度からは、『全ての住民が安心して暮らせる仕組み作り』の具体的な検討・取り組みが始まります。本プロジェクトは昨年策定した「小谷村総合戦略」の1施策です。小谷村の人口減少問題を克服するため、住民の皆様にも様々なアイデアを出し合ってください、将来目指すべき姿『地域コミュニティの維持』の実現に向けて、ご協力をお願いいたします。

特産推進室特産推進係 電話82・2589

移住おためし住宅をオープンしました

小谷村への移住を検討している方向けの移住おためし住宅を深原と土倉に整備しオープンを迎えました。一定期間おためし住宅で生活しながら小谷村の気候風土や地域行事を体験するなどして、本格的に移住をする前に小谷村の雰囲気を知っていただく施設として活用していきます。利用期間、利用条件及び利用料は下記のとおりです。



○利用期間・利用料

名称・利用期間	基本利用料	冬期利用料
深原移住おためし住宅 (中・長期滞在型) 3日以上1月以内	・ 3日以上7日以内 1棟15,000円	12月から翌年3月の期間は、1日につき深原1棟500円、土倉1人200円を加算する。
	・ 8日以上14日以内 1棟30,000円	
	・ 15日以上1月以内 1棟45,000円	
土倉移住おためし住宅 (短期滞在型) 1泊2日以上、6泊7日以内	1人1泊につき 2,500円	

○利用条件

- ・ 村外に住所を有する方で、小谷村空き家情報制度「空き家バンク」設置要綱の空き家利用希望者情報登録データベースに登録し、小谷村への移住を検討している方。
- ・ 小谷村が企画する移住・交流のイベントやセミナーに参加する方。

深原移住おためし住宅

小谷村大字北小谷
4724番地



▼玄関
改修前



▼台所
改修後



改修前



改修前

土倉移住おためし住宅

小谷村大字千国乙
6074番地2
(旧ひくらアッチ)



▼屋根
改修後



▼従業員室
改修後



改修前



改修前

空き家家財道具等処分補助金の交付要綱が一部改正されました

空き家家財道具等処分補助金とは、小谷村空き家バンクに物件を登録され、入居者募集をしている物件の中に残っている家財道具等を処分するための費用を支援する補助金です。小谷村へ移住・定住を希望している方が村内への移住を円滑に行えることを目的とした制度です。

平成29年4月1日より、交付要綱の内容がつぎのとおり一部変更になりました。



変更前	変更後
<p>○補助対象者 次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等の滞納がある者 2 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者 3 申請者が入居者の場合、空き家の所有者の3親等以内の者 	<p>○補助対象者 次のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更なし 2 登録物件入居予定者が登録物件の所有者の3親等以内の者 3 小谷村暴力団排除条例に該当する暴力団または暴力団員等（同居しようとする者がこれらに該当する場合を含む。）
<p>○補助対象経費 この補助金の対象となる経費は、当該物件の残存する家財道具等の処分及び搬出に要する経費とする。</p>	<p>○補助対象経費 この補助金の対象となる経費は、登録物件に残存する家財道具等の処分及び搬出に要する経費とする。</p>
<p>○補助金の額 1 この補助金の額は、対象経費の3分の2とし30万円を上限とする。</p>	<p>○補助金の額 1 変更なし 2 この補助金は、同一の登録物件に対して、1回限り交付するものとする。</p>

以上の項目等が変更になりました。詳しくは役場特産推進室までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 小谷村役場 特産推進室 電話：82 - 2589

小谷村空き家バンク登録物件募集

小谷村に移住・定住を希望する方に対し、賃貸や売買が可能な村内の空き家を紹介する『空き家バンク制度』。空き家所有者の皆さまのご登録をお待ちしています。

●空き家バンクとは？

『空き家バンク』とは、小谷村内の空き家の有効活用を通して、集落機能の維持及び定住促進による地域活性化を図ることを目的に実施する空き家情報登録制度のことです。

賃貸や売却を希望する空き家物件をお持ちの方から、物件情報を提供・登録して頂いた上で、小谷村ホームページ等への掲載を通じて、小谷村に移住・定住を希望する方などに情報提供を行います。※売買・賃貸契約の仲介は、小谷村が協定を結ぶ全日本不動産協会の協会員が行います。

●こんな方にお勧めです

- ・空き家を所有しており管理が大変な方
- ・お子さんと同居する等の理由で住まなくなった家がある方
- ・空き家の維持費や固定資産税が負担となっている方
- ・空き家を利活用してほしい方 など



【登録申し込み・問い合わせ先】

小谷村役場 特産推進室（担当：福田） 電話：82 - 2589 F A X：82 - 2232

特産推進室の「聞いてみた！」

今号より、特産推進室・地域づくり応援団が自分たちの配属先、または普段から一緒に仕事をしている地域のみなさんに活動をしていくうえで、聞いてみたいことをインタビューしていきます。第一弾となる今回は、北小谷北部地域づくり応援団の宮下・小橋が大綱自治会長武田誠さんにインタビューしてきました。

現在の綱の現状をどう思っていますか？

良い状態だと思ってる。若い移住者が増えて、子どもも

増えてきているのは嬉しい。綱は雪が多くて、冬は屋根雪を降ろすのも一苦労。そういう時に若い衆がいてくれるのは心強いし、祭りや道普請なんかも年寄りばかりの地域だから若い衆がいてくれないと続かない。数年前までは皆で集まると「10年後には綱どうなるだ」と嘆いたもんだけど、そういう話が出てこなくなったのはとても大きい変化。でも、綱は産業がない地域だから移住してきた若い衆が、ちゃんと稼いでいけるのかが一番心配。稼げないから地域を出て行く、ってことにならないといいなと思ってる。同時に、元々の地の者であ



昔からの綱の郷土食である「栃もち」を引き継いで復活させたこと、今も若い衆と一緒に作り続けてくれていいることとがありがたい。年寄りの多い地域なので、もう一緒に何かするってことは難しいけれど、むらを残して行くための取り組み「むらのしるべ」の活動が動き始めたのは楽しみにしてる。あとは、「お茶のみ」



る息子や娘たちに戻ってきてほしいとも思うね。

応援団が配置されて5年目になります。助かったことはありますか？

大綱は農業もそんなに盛んじゃないし、目新しい特産品なんかほとんどない。だから移住者をはじめとした若い衆がちゃんと稼いでいけるような仕事をつくり出すことができればなあと思ってる。難しいけどね。稼ごうと思えば春の山菜採りだけでも、結構なお金になる。そういうことにも少し目を向けてほしいなとも思うね。一番は、ここが好きだと思ってくれるのは嬉しいけど、ちゃんと暮らしていけるように自分の稼ぎを自分で生み出してほしいってことかな。

をしながら地域の中を回って、高齢者の見守りに力を入れてくれてるのは助かってるね。近くにいて困った時にすぐ駆けつけてくれる人がいるのはありがたいよ。

逆に、もう少しこ頑張っていてほしい！ということ、期待していることは？

これからの綱をどういう地域にしていきたいですか？

移住者だけじゃなくて、元々の地の者である息子や娘たちがインターンなどで戻ってきて、外の人と地の人が一緒に考えていける地域になればいいと思ってる。俺たちもいつまでも元氣じゃないから、若い衆に早く地域を引き継いでいきたいんだ。なかなか難しいこともあるけど、盆踊りなんかは移住して来た若い衆が復活させたし、夏祭りには外に出てった若い衆が戻って来て一緒に続けている。そういうところから少しずつ手を取り合って進んでいってほしいね。

(取材日：平成29年3月16日)



まめまめ知識 No.46



今月は、数値が高くても自覚症状のない脂質異常症と、脂質異常症を放置しておくことで起きる疾患を中心に取り上げます。

脂質異常症とは

脂質異常症とは、コレステロールや中性脂肪が一定の基準よりも多い状態もしくは不足している状態のことを言います。基準値（「食生活の見直しや運動で血中の脂質を改善したほうがよい」と言われる値）は以下の表のようになっています。いずれかに当てはまると脂質異常症です。

LDLコレステロール	140mg/dL以上
HDLコレステロール	40mg/dL未満
中性脂肪	150mg/dL以上

LDLコレステロールとは、HDLコレステロールとは

コレステロールは、細胞膜の構成成分でありホルモンの材料でもあり生命の維持に欠かせない物質です。血中のコレステロールの大部分は肝臓で合成されます。LDLコレステロールは全身の組織で取り込まれますが、血中のコレステロールが必要以上に多くなると余分なコレステロールは動脈壁内に沈着して動脈硬化の原因となります。

HDLコレステロールのもとになる粒子は、肝臓や小腸で産生され、抹消組織の余ったコレステロールを回収して肝臓に運びます。HDLコレステロールが多いと血管にコレステロールがたまりにくくなるので動脈硬化は進みにくくなります。

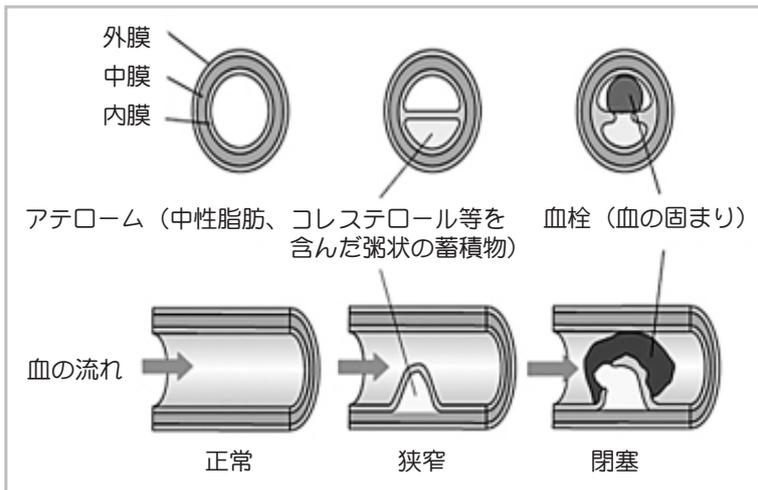
動脈硬化から引き起こされる疾患

血中にある余分なコレステロールは、時間の経過とともに血管の壁にたまり、血管の壁がどんどん分厚くなって詰まりやすい状態になります。血管の壁にできたコレステロールの塊が破れると、破れた部分を修復するため血小板が集まり血栓ができます。この血栓が動脈を塞いでしまうと、血液はその先へ流れなくなり、血液の届かなくなった組織や臓器は壊死します。脳動脈が詰まれば脳梗塞、心臓の冠動脈が詰まれば心筋梗塞を発生します。

動脈硬化のリスクは、(1)年齢（男性45歳以上、女性55歳以上）、(2)高血圧、(3)糖尿病、(4)喫煙、(5)家族の冠動脈疾患既往歴、(6)低HDLコレステロール血症の項目があり、沢山当てはまる人ほどリスクが高くなります。

脂質異常症を放置すると状態のないまま動脈硬化が進み、生命を脅かす状態になります。症状がないからそのままにしておくのではなく、進行を防ぐために生活習慣を見直した適切な治療に取り組むことが大切です。

引き続き、次号で「生活習慣で気をつけること」を掲載いたします。



住民福祉課福祉係 ☎ 82・2582

小谷村不妊治療費補助金の補助対象者を拡大します

小谷村では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するために、不妊治療に要した費用の一部を助成しています。平成29年4月より、補助対象者に不育症の治療をされている方も含まれることとなりました。申請をされる方は、役場福祉係までご連絡ください。

◎補助対象者…住民票に記載されている者で、戸籍上の夫婦とし、交付申請をした日以前引き続き1年以上村内に居住していること。

◎助成の対象となる治療費…医師に診断を受けた不妊症及び不育症に関する治療に支払った自己負担分。

◎補助金の額…自己負担額から国及び県の助成額を引いた額に10分の5を乗じた額。1年間当たり20万円を限度とする。

お問い合わせ

小谷村役場 福祉係
電話 82・2582

被災住宅等修繕事業及び住宅リフォーム事業の募集について

「被災住宅等修繕事業補助金」について、今年度も引き続き募集いたします。三年目となる今年度で終了しますので、修繕工事をお考えの方はお早めに申請してください。

併せて「住宅リフォーム事業補助金」の募集も開始します。次のとおり申請内容が異なりますので、ご注意ください。

被災住宅等修繕事業補助金

○受付期間

平成29年4月1日～
平成29年11月30日

○補助対象

- ① 神城断層地震により住宅に修繕が必要になった工事
- ② 居住場所の建物に付帯する外構工事
- ③ 住宅の敷地、及び維持と安全性の回復のために必要な工事

○補助額

- ・ 住宅等修繕 工事費の1/3 補助、最高限度額20万円
- ・ 宅地修繕 工事費の1/2 補助、最高限度額30万円

○補助条件

- ・ 小谷村内に本社または営業所がある住宅関連業者（個人事業者も含む）に依頼すること
- ・ 平成30年3月末までに工事が完了し、工事代金の支払いができること

○その他

- ・ 申請は住宅並びに宅地の両方を被災された場合、どちらでも申請可能です。
- ・ 補助金の交付は同一住宅あたり1回限りです。
- ・ 住宅リフォーム事業で補助を受けている方でも申請可能ですが、申請を行う前に、観光商工係へご相談ください。

住宅リフォーム事業補助金

○受付期間

平成29年4月1日～
平成29年7月31日

○補助対象

- ① 個人住宅の増改築・修繕・模様替え・設備改善工事等
- ② 対象工事が20万円以上であること
- ③ 平成30年3月末までに工事が完了し、工事代金の支払いができること

○補助金額

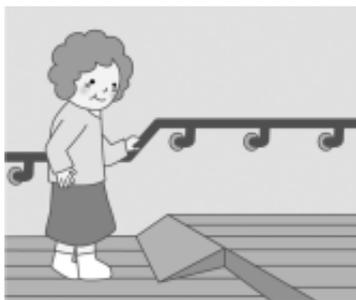
20万円以上の工事で工事費の1/3 補助、最高限度額10万円

○補助条件

- ① 過去に住宅リフォーム事業補助金を受け取っていない方。
- ② 小谷村内に本社または営業所がある住宅関連業者（個人事業者も含む）に依頼すること

○その他

- ・ 補助金の交付は同一住宅あたり1回限りとします。
- ・ 予算限度に到達した場合、受付を終了させていただきますので、お早めに申請してください。
- ・ 被災住宅等修繕事業補助金と併用する場合は、申請を行う前にご相談ください。



■お問い合わせ

観光振興課観光商工係
電話 82・2585

小谷村無線LAN環境整備事業補助金交付

外国人旅行者等の利便性向上を図るため、村内宿泊施設に無線LAN環境を新たに整備する場合には機器の購入・設置工事にかかる費用の2分の1以内（上限30万円）で補助します。

- 補助金の交付の対象となるのは、次に掲げる要件を全て満たす場合です。
- (1) 小谷村に住所を有する個人または主たる事務所を有する法人であること。
- (2) 補助金の交付の対象となる施設は小谷村区域内であり、旅行者が利用する宿泊施設であること。

■お問い合わせ先

小谷村役場 観光振興課
観光商工係
TEL 82・2585
FAX 82・2232



小谷村個人事業等起業者支援補助金

村内において新しく起業する方あるいは、新しい分野への進出する個人等に対し、中長期的にバックアップを行うため、設備費用や人件費等を補助します。



○補助の内容

経費区分	補助対象となる経費
起業・経営支援	起業・経営に関する相談及び支援を専門家（認定支援機関）へ行うための費用 税務・法務等顧問料、社員採用相談、各種許認可申請など起業・経営に関する様々な支援について係る費用
人件費補助	従業員の雇用に対する人件費
設備等補助	事業遂行に必要な設備に対する費用

○補助率及び金額

経費区分	補助対象となる経費	補助要件等
起業・経営支援	創業又は交付決定の日から 最長5年間 1年目は補助率3分の2 上限400,000円 2～5年目は補助率3分の2 上限300,000円	
人件費補助	創業又は交付決定の日から 5年間の内、最長3年間 1人当たり月額給与に対し 補助率3分の2 上限50,000円	1人当たり、1ヶ月11日以上 の雇用とすること 雇用保険並びに労災に加入すること 長野県最低賃金以上とし、事業主と雇用者に血縁関係がないこと（三親等以内でないこと。また生計を一にしていないこと）。
設備等補助	創業又は交付決定の日から 最長5年間のうち上限に 達するまで補助 補助率3分の2 上限2,000,000円	ただし、以下の区分によること 建物の新增改築費 限度額 2,000,000円 事務用備品購入費 限度額 100,000円 機械器具購入費 限度額 1,000,000円 建物等の賃借料 限度額 500,000円

補助金の交付の対象となるのは、次に掲げる要件を全て満たす個人または法人です。

- (1) 村内で新たに事業を行う個人または法人（個人にあっては20歳以上であること）。（既存法人等において、雇用促進に結び付く新たな事業を開始する場合も含む）
- (2) 村内に居住し、法人登記、事業所所在地、代表者及び従業員の住民登録があること。（但し、村外在住者については、補助事業初年度中に村内に転入できる者）
- (3) 年間6ヶ月以上の事業を行うこと。
- (4) 申請者は、申請時において税金等の滞納がないこと（団体においては関係人も含む）（補助事業期間中の滞納等は、補助事業を打ち切る場合があります）
- (5) 許認可等を必要とする業種については、当該許認可を受けていること。
- (6) 専門家による経営等のサポートを受けていること。

お問い合わせ 観光振興課観光商工係 電話82-2585

春の散走会 PICNIC&CYCLING

VOL.3
土谷水仙街道コース



日差しが暖かくなり小谷の里がお花で埋まる春は、ピクニック&サイクリングの季節です。坂道もラクラク♪の電動アシストつき自転車に乗って、土谷水仙街道をぶらりお散歩してみませんか？

■日時 4月22日(土)

午前10時～午後2時

※雨天中止

■集合・解散 小谷村役場

■参加費 1000円

(お弁当・ガイド・レンタサイクル・保険込み)

■定員 15名(身長135cm以上の方)

■主催 小谷サイクリストリズム協議会

※4月20日(木)までにお申込ください

■お問い合わせ・参加お申込 小谷サイクリストリズム協議会 宮脇まで

電話090・6191・0211

はくばSPF豚農場臭気対策 調整会議と対策会議 設置へ

はくばSPF豚農場(白馬村)の臭気対策は、平成16年度に「はくばSPF豚畜産環境対策協議会」が設立し、地元住民、県、村、事業者など関係機関で臭気改善対策が図られてきました。

先の平成28年12月の協議会では「設立から11年が経過し、事業者による農場の脱臭装置の設置や堆肥搬出時期の見直しなどの対策が進んで臭気発生の抑制に一定の成果が得られた」として、協議会の体制を見直すこととなりました。

今後は、さらに良い環境づくりのため、地元住民の皆さんと事業者の間で話し合いや情報交換がしやすく迅速な対応ができるよう、平成29年4月から『はくばSPF豚畜産環境対策会議』及び『はくばSPF豚畜産環境対策調整会議』を設置することとなりました。

【4月からの組織体制】

○対策会議

事業者が実施する環境対策の進捗状況を確認・検討し、必要な調査を行う。

構成メンバー：小谷・白馬両村の住民代表や環境ウォッチャー、環境モニター、事業者、村、県の関係機関

○調整会議

対策会議において、調整会議にて調整する必要があるとされた事項について協議を行う。

構成メンバー：小谷・白馬両村の住民代表や環境ウォッチャー、環境モニター、事業者、白馬・小谷両村長、両村議会、北アルプス地域振興局長など

今後ははくばSPF豚農場の臭気対策についてのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

■お問い合わせ

役場住民係
電話82・2581

第38回「塩の道まつり」開催のお知らせ

第38回目となります「塩の道まつり」が今年も5月3日(水)に開催されます。大勢の方に参加していただけるよう盛り上げてまいりますので、ご参加、ご協力をお願いいたします。

■開催日時 平成29年5月3日(祝・水)

■受付 下里瀬基幹センター 付近 8時から

※下里瀬付近には駐車場がありませんので、ご注意ください。

※道中、残雪がある場合がありますので、お気をつけください。

小谷村農作物残雪対策本部が

平成29年3月21日に設置されました

平成29年3月20日時点において中土地域設置の県地方気象台観測所の積雪が1mを超え、村内農地にも残雪があることから村では対策本部を設置し、以下の対策を実施します。

実施事業

①水稲農家を対象に融雪促進剤の無料配布

(1農家あたり2袋まで)

②水稲苗代実施農家を対象に融雪促進剤の無料配布

(1農家あたり3袋まで)

③水稲苗代実施農家を対象に苗代に必要な農道除雪

※補助対象の融雪促進剤は配達できません。JA大北小

谷センターで申込書と引き換えになります。

※農道除雪につきましては、村が配備した共同除雪機がある集落については、これらの除雪機にて実施下さるようお願いいたします。

■申込期限

平成29年4月21日(金)

■申込先 JA大北北部営農センター

小谷センター

■お問い合わせ

小谷村役場 農林係

電話82・2588

JA大北北部営農センター

小谷センター

電話82・2042

4月から北安曇地方事務所は北アルプス地域振興局になります

県では、地域で生じている課題や県民ニーズを的確に把握し、スピード感をもって主体的・積極的に課題解決に当たるため、組織体制の見直しを行い、4月からこれまでの地方事務所に代えて「地域振興局」を設置します。これにより「北安曇地方事務所」は「北アルプス地域振興局」になります。

地域振興局は、現場の最前線で責任をもって地域課題に向き合う現地機関として、知事・副知事に直結し、地域振興局長がリーダーシップを発揮しやすいように、複数の現地機関にまたがる横断的な課題について、現地機関を統括・調整する権限を付与するとともに、政策づくりや現地機関の相互調整を担う企画振興課を新たに設置します。また、予算面では、地域振興局長の裁量で執行できる「地域振興推進費」を新たに創設し、「地域発元気づくり支援金」と合わせて地域課題の解決に当たります。

地域振興局長のリーダーシップのもと、これまで以上に現地機関が連携して取り組みとともに、職員は積極的に地域に向き、地域の皆様と

の交流を通じて実情を把握し、活力ある地域づくりに努めてまいりますので、皆様のご理解をお願いします。

■お問い合わせ
北安曇地方事務所
地域政策課

■変更点

【北安曇地方事務所】 → 【北アルプス地域振興局】

地域政策課 → 総務管理課
(パスポート、防災、NPO法人関連業務など)
→ 企画振興課
(地域課題窓口、地域発元気づくり支援金など)

税務課 → 【中信県税事務所大町事務所】
(独立した現地機関として設置)

商工観光建築課 → 商工観光課 (商工業、観光、産業保安など)
(建築関係の業務は
【大町建設事務所 整備・建築課】へ)

* 上記を除き、地方事務所の業務は地域振興局が引き継ぎます。

北安曇農業改良普及センターは、
北アルプス農業改良普及センターと名称が変わります。

より多くの方に「大北地域」をイメージしてもらえるよう、「北アルプス」を現地機関の名称としました。

協力 連携



地域振興局長が地域の現地機関のリーダーとなり、関係者が連携して、より活力のある地域づくりに向けて努力します。
皆様からご意見をいただく機会を積極的に設けます。

平成29年度「小谷村農業委員会」 定例会のお知らせ

■次回の開会予定

4月21日(金) 午前9時から

■お問い合わせ

小谷村農業委員会事務局
(観光振興課農林係内)

☎ 82 - 2588